

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	民事裁判手続の I T 化の実現に向けて －民事訴訟法等改正案に関する国会論議－
著者 / 所属	市来 純 / 法務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	448 号
刊行日	2022-7-29
頁	19-31
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220729.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220729.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

# 民事裁判手続の I T 化の実現に向けて

## — 民事訴訟法等改正案に関する国会論議 —

市来 純  
(法務委員会調査室)

1. はじめに
2. 法律案提出の背景と経緯
  - (1) 我が国の民事裁判手続における I T 化の現状
  - (2) 民事裁判手続の I T 化の検討の経緯
  - (3) 法律案の提出と審議経過
3. 国会における主な議論と附帯決議
  - (1) I T 化に伴う環境整備
  - (2) ウェブ会議における審理の在り方
  - (3) 法定審理期間訴訟手続の創設
  - (4) 訴え提起の手数料の在り方
  - (5) 附帯決議
4. おわりに

### 1. はじめに

令和 4 年 5 月 18 日、第 208 回国会において、「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 48 号）が成立した（同月 25 日公布）。同法律は、民事訴訟手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号。以下「民訴法」という。）等の一部を改正して、これまで紙媒体と対面を中心に進められてきた民事訴訟手続を全面的に I T 化するものである。

本稿では、本法律案提出の背景と経緯について触れた上で、衆参の法務委員会においてなされた主な議論と附帯決議を紹介したい。

### 2. 法律案提出の背景と経緯

- (1) 我が国の民事裁判手続における I T 化の現状

平成8年に成立した現行の民訴法では、争点整理手続における電話会議システム、証人尋問におけるテレビ会議システムが導入された。また、平成16年の同法改正ではオンラインによる申立て等が可能となる規定が設けられ、平成18年には支払督促手続についてオンラインによる申立て等を可能とする督促オンラインシステムが導入された。しかし、オンラインによる訴えの提起を可能とするための具体的な手続を定める最高裁判所規則が定められないまま現在に至り<sup>1</sup>、近年の国際的な裁判手続のIT化に遅れを取っているとされていた<sup>2</sup>。

## (2) 民事裁判手続のIT化の検討の経緯 (図表1参照)

図表1 民事裁判手続のIT化の検討の経緯

平成29年6月	「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」を閣議決定
10月	「裁判手続等のIT化検討会」を内閣官房に設置
平成30年3月	「裁判手続等のIT化検討会」取りまとめ
7月	「民事裁判手続等IT化研究会」(民間)を設置
令和元年12月	「民事裁判手続等IT化研究会」取りまとめ
令和2年2月	法務大臣は法制審議会へ諮問(諮問第111号) 法制審議会「民事訴訟法(IT化関係)部会」を設置(総会第186回会議)
7月	「成長戦略フォローアップ」を閣議決定
令和3年2月	「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案」の取りまとめ(部会第9回会議)
令和4年1月	「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱案」を決定(部会第23回会議)
2月	法制審議会は同要綱案を議決(総会第194回会議)、法務大臣に答申

(出所) 参議院法務委員会調査室作成

### ア 裁判手続等のIT化検討会

政府が発表した「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」(平成29年6月9日閣議決定)において、「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障等総合的な観点から、利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。」との目標が掲げられ、同年10月、内閣官房に有識者による「裁判手続等のIT化検討会」(座長：山本和彦一橋大学大学院教授)が設置された。平成30年3月30日、同検討会は「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—「3つのe」の実現に向けて—」(以下「検討会取りまとめ」という。)を公表した<sup>3</sup>。検討会取りまとめでは、IT化の基本的方向性として、現行の民事裁判手続を単にITに置き換えるものではなく、現行法の枠を超えて、利用者目線に立った上で、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする裁判手続等の全面IT化を目指すべきであるとされた。また、民事訴訟における本人訴訟の割合<sup>4</sup>が相当高い我が国

<sup>1</sup> なお、令和4年1月14日、訴状は対象外であるが、準備書面等の一定の範囲の書類について、電子提出を可能とするための規則が公布された(民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則(令和4年最高裁判所規則第1号))。

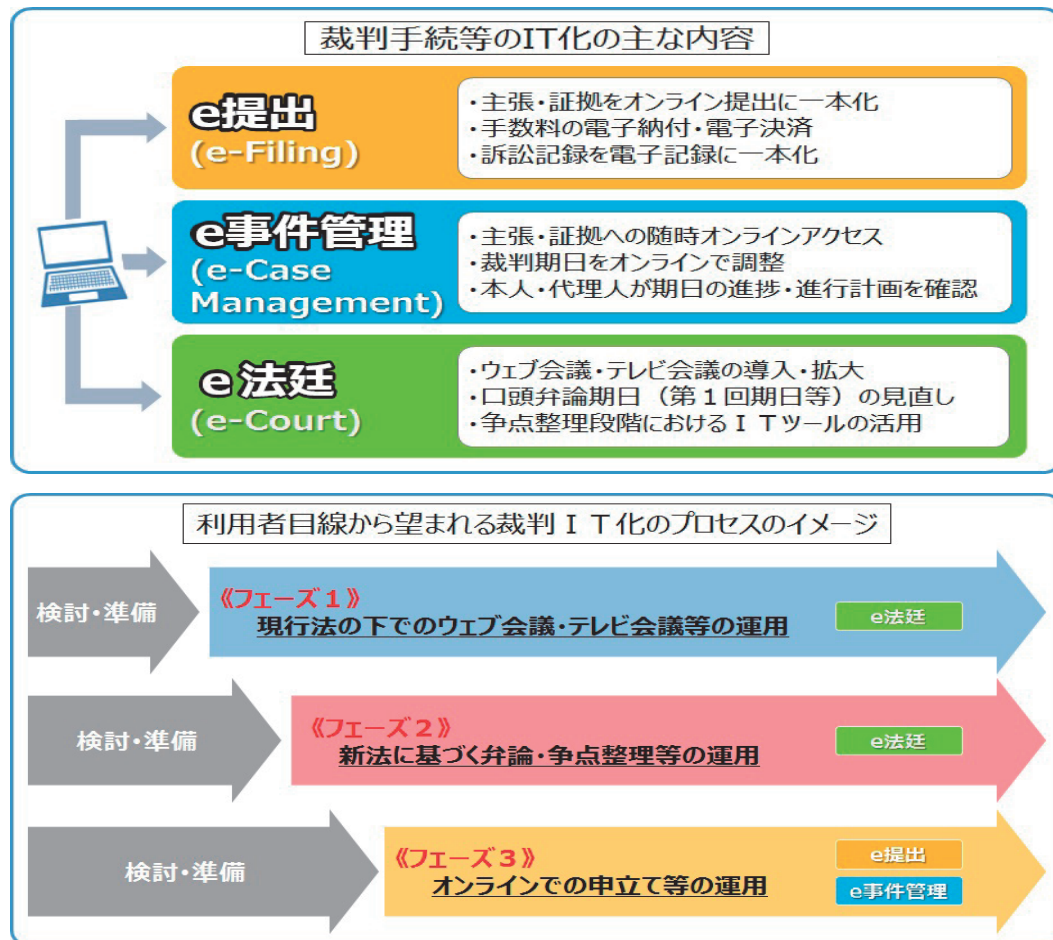
<sup>2</sup> 『朝日新聞』(令4.1.29)、『東京新聞』(令4.1.30)

<sup>3</sup> 首相官邸ホームページ<<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/index.html>>(以下、URLの最終アクセス日はいずれも令4.7.1)

<sup>4</sup> 地裁で51.5%、簡裁で93.1%とされる(後掲図表4参照)。

の現状を踏まえ、国民の裁判を受ける権利の実質的保障の観点から、IT化に伴い、国民の司法アクセスを一層向上させるものであることが重要であるとされた。そして、まずは民事裁判手続の基本かつ根幹であり、利用者の利便性・効率性の向上という観点からも大きな効果が期待し得る、民事訴訟一般を念頭に置いた骨太な検討と制度設計を行うことが相当とされ、民事訴訟手続からIT化に着手することになった。民事訴訟手続のIT化の検討に当たっては、「3つのe」の実現という観点から検討を進め、実現段階に応じて3つのフェーズに分け、順次、新たな運用を開始していくことが相当であるとされた<sup>5, 6</sup>（図表2参照）。

図表2



(出所) 検討会取りまとめ

<sup>5</sup> 具体的な運用の開始時期について、「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）では、現行の民訴法の下でのウェブ会議等を活用した非対面での運用を順次拡大し、令和4年中の民訴法の改正を前提に、早ければ同年度中に非対面での争点整理手続の運用を拡大し、早ければ令和5年度から非対面での口頭弁論期日の運用を開始し、令和7年度中に電子提出等の本格的な利用を可能とすることを目指すとされた。

<sup>6</sup> フェーズ1については、令和2年に全国の地裁本庁でウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用が開始され、令和4年4月に一部の地裁本庁（甲府、大津）で準備書面等の電子提出の運用（システムの名称は「民事裁判書類電子提出システム（mints）」）が開始された。

## イ 民事裁判手続等 I T 化研究会

検討会取りまとめを受けて、民事訴訟手続を全面的に I T 化した場合における課題の整理や規律の在り方の検討等を行うため、平成30年7月に公益社団法人商事法務研究会に「民事裁判手続等 I T 化研究会」（座長：山本和彦一橋大学大学院教授）が発足し、有識者に加え、法務省や裁判所等の担当者らも参加して、合計15回にわたる議論を重ね、令和元年12月、「民事裁判手続等 I T 化研究会報告書—民事裁判手続の I T 化の実現に向けて—」を取りまとめて公表した<sup>7</sup>。

## ウ 法制審議会民事訴訟法（I T 化関係）部会

民事裁判手続等 I T 化研究会における議論・検討を踏まえて、法務大臣は、法制審議会に対し、令和2年2月、「近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即して、民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日の実現など民事訴訟制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問（第111号）を行った。これを受けた法制審議会は、「民事訴訟法（I T 化関係）部会」（部会長：山本和彦一橋大学大学院教授）を設置して調査審議することとし、令和2年6月から令和4年1月まで、合計23回の会議を開催して検討を行った。令和4年1月28日に開催された同部会の第23回会議において「民事訴訟法（I T 化関係）等の改正に関する要綱案」の取りまとめがなされ、同年2月14日に開催された法制審議会第194回会議において同要綱案は賛成多数で原案どおり採択され、法務大臣に要綱が答申された。

### （3）法律案の提出と審議経過

政府は、法制審議会の答申を踏まえ、令和4年3月8日、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」（**図表3**参照）を衆議院に提出した。同法律案は、衆参両院において多数をもって可決され<sup>8</sup>、5月18日に成立した（公布日は同月25日（令和4年法律第48号））。

図表3 法律案の概要

#### 一 民事訴訟法の一部改正

- 1 電子情報処理組織を使用することができる申立ての範囲を拡大するとともに、弁護士、国又は地方公共団体の職員による申立てについては、原則として電子情報処理組織を使用する方法に限定する。
- 2 申立て等に係る書面の電子化に係る規定及び訴訟記録のうち電磁的記録に係る部分につ

<sup>7</sup> 公益社団法人商事法務研究会ホームページ<<https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/saiban-it>>

<sup>8</sup> 衆議院では、3月23日に法務委員会において法律案の趣旨説明を聴取し、25日に参考人質疑、4月13日及び15日に質疑、20日に質疑及び採決が行われ、多数をもって可決、21日の本会議においても多数をもって可決された。参議院では、4月26日に法務委員会において法律案の趣旨説明を聴取し、28日に参考人質疑、5月10日及び12日に質疑、17日に質疑及び採決が行われ、多数をもって可決、18日の本会議においても多数をもって可決された。なお、衆参両院の法務委員会において、それぞれ附帯決議が付された。

いての閲覧等の規定を整備し、判決書等を電磁的記録として作成しなければならない旨の規定を新設する。

- 3 電子情報処理組織を使用する方法による電磁的記録の送達の制度を創設する。
- 4 映像と音声の送受信による通話の方法により口頭弁論の期日における手続を行うことを可能とする規定を整備する。
- 5 当事者の申出により、消費者契約に関する訴え等を除いた事件について手続が開始した期日から6月以内に審理を終えるとともに、審理の終結から1月以内に判決の言渡しをする法定審理期間訴訟手続を創設する。
- 6 犯罪被害者等の氏名等が手続の相手方に知られることにより社会生活を営むのに著しい支障が生ずるおそれがあるときに、これを相手方に秘匿することができる制度を創設する。

## 二 民事訴訟費用等に関する法律の一部改正

訴えの提起の手数料等について、原則として現金をもって納めなければならないものとする規定を設けるとともに、郵便費用の予納の制度を廃止し、郵便費用に相当する額を、訴えの提起の手数料等の一部にする。

## 三 人事訴訟法及び家事事件手続法の一部改正

離婚若しくは離縁の訴えに係る訴訟又は離婚若しくは離縁についての調停において、映像と音声の送受信による方法により手続を行う期日においても和解の成立等を可能とする規定を整備する。

## 四 この法律は、原則として、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する<sup>9</sup>。

(出所) 参議院法務委員会調査室作成

### 3. 国会における主な議論と附帯決議

#### (1) IT化に伴う環境整備

##### ア 本人訴訟のサポート体制

本法律案は、事件の申立て等をする場合に、弁護士等の訴訟代理人等に対しては、インターネットを利用する方法によることを義務付ける一方で、これら以外の者に対しては義務付けていない(改正後の民訴法第132条の11)。その趣旨について、古川法務大臣は「弁護士等の訴訟代理人は、訴訟の迅速化、効率化に率先して取り組むことを期待することができ、インターネットを用いた申立て等に対応する能力を十分に有していると考えられる。一方で、現状では、インターネットを用いた申立て等に十分に対応できない者が一定数存在すると考えられ、弁護士等以外の者にこれを義務付けた場合には、実

<sup>9</sup> 具体的には、①当事者双方が現実に出頭せず電話会議により弁論準備手続の期日に参加することができる仕組み等は公布後1年以内に(令和4年度中を目指す)、②ウェブ会議により口頭弁論の期日に参加することができる仕組み等は公布後2年以内に(令和5年度中を目指す)、③訴状等のオンライン提出や訴訟記録の電子化など、民事訴訟手続の全面的なIT化については、システムの構築等の準備に時間を要するため、公布後4年以内に(令和7年度中を目指す)、それぞれ施行するとしている(第208回国会衆議院法務委員会議録第10号5頁(令4.4.20))。

質的にその者の裁判を受ける権利に影響を与えかねない」旨の説明をした<sup>10</sup>。その上で、古川法務大臣は、民事訴訟に関する社会全体のコストを削減する観点から、弁護士等以外の者においても、広くインターネットを用いた申立て等が行われることが望ましい旨答弁した<sup>11</sup>。参考人からも、いわゆる本人訴訟の当事者が書面での申立てを続けたままになると、裁判所の事務負担が増えるばかりではなく、IT化の恩恵を国民が享受できないといった指摘もなされ<sup>12</sup>、委員会において、本人訴訟に対するサポートの在り方が議論となった（本人訴訟の割合については、**図表 4** 参照）。

**図表 4 本人訴訟の割合（民事通常訴訟）**

		①双方に訴訟代理人	②一方に訴訟代理人	③訴訟代理人なし	合計	本人訴訟（②+③）
地裁	件数	67,381	61,439	10,176	138,996	71,615
	割合	48.5%	44.2%	7.3%		<b>51.5%</b>
簡裁	件数	22,629	54,329	250,945	327,903	305,274
	割合	6.9%	16.6%	76.5%		<b>93.1%</b>

※令和3年の速報値

（出所）最高裁判所資料を基に参議院法務委員会調査室作成

本人訴訟に対する具体的なサポート体制について、古川法務大臣は「裁判所において、当事者本人にとって簡易かつ分かりやすいシステムの構築等に向けた検討を行っている<sup>13</sup>。また、当事者本人が弁護士や司法書士を通じてIT支援と法的助言等を組み合わせた総合的なサポートを受けることができる機会を確保することが重要と考えており、現在、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会において、総合的なサポート体制の整備に向けた検討を進めている<sup>14</sup>。さらに、法テラスにおいても、サポート体制や支援窓口等に関する情報を提供することなどを検討している。法務省としては、このような関係機関や関係団体と連携しつつ、本法律案の改正内容やこれらの取組の周知を図るなど、必要な環境整備に努めてまいりたい。」旨答弁した<sup>15</sup>。

<sup>10</sup> 第208回国会参議院法務委員会会議録第11号（令4.5.12）

<sup>11</sup> 同上

<sup>12</sup> 第208回国会参議院法務委員会会議録第9号（令4.4.28）

<sup>13</sup> 最高裁判所は「一般の民事訴訟法改正に先行して、裁判書類の電子提出を一部実現するために、民事裁判書類電子提出システムを開発した。このシステムでは、電子データのアップロード等の操作を直感的に行うことができるよう、画面や操作方法が非常にシンプルなものになるように設計した。また、同システムにアップロードされたファイルの内容は、音声読み上げ機能を用いることで視覚障害のある方が認識することが可能となっている。また、裁判所内におけるサポートについては、本人が自ら書面を電子化することができるよう、裁判所内にパソコンやスキャナー等のIT機器を設置するなど、必要な環境整備に努めてまいりたい。裁判所の中立性に反しない範囲に限られるという限界もあるが、機器の操作の補助等（無償で行うことを想定している）の対応についても適切に行ってまいりたい。」旨答弁した（第208回国会衆議院法務委員会会議録第8号4～5頁（令4.4.13））

<sup>14</sup> 日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会から本人サポートに関する基本方針などが公表され、裁判所や法テラス等の関係機関と連携して、必要な支援を提供することが表明されている（日本弁護士連合会「民事裁判手続のIT化における本人サポートに関する基本方針」（令元.9.12）〈[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2019/opinion\\_190912\\_2.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2019/opinion_190912_2.pdf)〉及び今川嘉典日本司法書士会連合会会長「民事裁判手続のIT化における本人訴訟の支援に関する声明」（令元.9.17）〈[https://www.shiho-shoshi.or.jp/association/info\\_disclosure/statement/49617/](https://www.shiho-shoshi.or.jp/association/info_disclosure/statement/49617/)〉参照）。

<sup>15</sup> 第208回国会参議院法務委員会会議録第10号（令4.5.10）

委員からは、ウェブ上のサポート体制を強化するために、インターネット上のフォームに当事者が入力すれば自動的に訴状が完成するシステムを設けることが考えられるという意見や<sup>16</sup>、本人訴訟の割合が高い簡易裁判所に重点を置いて、スマートフォン等で手続が簡便に行えるようにするなどの利用促進をすべきであるといった意見も出された<sup>17</sup>。

## イ 裁判所の態勢整備

現行の民訴法の下では、訴訟記録は紙媒体で管理、保管をしているところ、本法律案は、原則としてこれを電子化することとした（改正後の民訴法第132条の12、第132条の13等）。訴訟記録を電子化することによるメリットについて、参考人は、当事者にとっては大量の紙の記録を持ち運ぶ必要がなくなるほか、検索が容易となり訴訟の準備を効率的に進めることが可能となること、裁判所にとっても大量の紙の記録を管理、保管する負担が軽減されることを指摘した<sup>18</sup>。その一方で、最高裁判所は「書面による申立てとインターネットを用いた申立てとが併存すると、申立てに係る書面を電子化して記録するなどの事務作業が裁判所に生ずるほか、当事者にとっても、システムを用いた迅速な送達を実施できなくなるなど、IT化による利便性やメリットが十分に享受されないことになる。広くシステムを利用してその利便性を実感していただくことが重要であり、そのために裁判所としては、簡易かつ分かりやすい、使いやすいシステムの構築に努めてまいりたい」旨答弁した<sup>19</sup>。委員からは、裁判所において書面を電子化する作業が新たに生じることから、裁判所の人的態勢の整備を求める意見が出された<sup>20</sup>。

## ウ 情報セキュリティー対策

裁判所が構築するシステムについて、参考人は、セキュリティーが確保されていること、安定して動く設計がされていることが重要であると指摘した<sup>21</sup>。

最高裁判所は「裁判所において構築するシステムでは、プライバシーや企業秘密を含む機微な情報を取り扱うこととなるため、十分なセキュリティー対策を講ずる必要がある。政府機関の遵守すべきセキュリティーに関する各基準の内容を踏まえて、十分なセキュリティー対策を講じてまいりたい」旨答弁した<sup>22</sup>。また、最高裁判所は、IT人材を採用して、民事裁判手続等のIT化に向けたアプリケーションの検討、開発や、情報セキュリティーの在り方の検討をしていると説明した<sup>23</sup>。

---

<sup>16</sup> 第208回国会参議院法務委員会会議録第10号（令4.5.10）

<sup>17</sup> 第208回国会衆議院法務委員会会議録第10号5頁（令4.4.20）

<sup>18</sup> 第208回国会参議院法務委員会会議録第9号（令4.4.28）。そのほかのメリットとして、当事者は自宅や事務所等からオンラインで事件記録の閲覧・ダウンロードをすることが可能になるとの指摘がされた（第208回国会衆議院法務委員会会議録第7号1頁（令4.3.25））

<sup>19</sup> 第208回国会衆議院法務委員会会議録第10号4頁（令4.4.20）

<sup>20</sup> 第208回国会衆議院法務委員会会議録第10号16頁（令4.4.20）。衆参の法務委員会の附帯決議においても、裁判所の人的態勢の整備についての指摘がされた（後掲図表7の第10項参照）。

<sup>21</sup> 第208回国会衆議院法務委員会会議録第7号13頁（令4.3.25）。そのほか、米国ではサイバー攻撃によって裁判のシステムがダウンしたケースもあり、裁判所はシステムの安全性を高め、情報管理を徹底することが不可欠だとの指摘もある（『読売新聞』（令4.2.16））。

<sup>22</sup> 第208回国会参議院法務委員会会議録第11号（令4.5.12）

<sup>23</sup> 第208回国会衆議院法務委員会会議録第9号5頁（令4.4.15）



## (2) ウェブ会議における審理の在り方

### ア ウェブ会議の拡充

現行の民訴法では、ウェブ会議の方法により口頭弁論期日に参加することは認められていない<sup>24</sup>。しかし、ウェブ会議の方法を用いることで、裁判所に出頭するための時間や場所の制約を受けることなく期日に参加することができ、当事者の利便性の向上に資すると考えられ、本法律案では、口頭弁論期日にウェブ会議の方法で出席することや<sup>25</sup>、当事者に異議がない場合にウェブ会議の方法で証人尋問をすることを可能にするなど<sup>26</sup>、ウェブ会議の手続を拡充することとした<sup>27、28</sup>。

### イ 不正防止策

ウェブ会議を拡充した場合の問題点について、最高裁判所は「ウェブ会議に参加している当事者等の本人確認の方法については、裁判官が事件に応じた適切な方法で行うことになると考えられるが、例えば、ウェブ会議の画面上で写真付身分証明書と顔を照合するなどの方法が考えられる。また、周りに第三者が所在しないことの確認については、ウェブ会議の冒頭で同席者の有無について確認をして、場合によってはカメラを動かして室内を撮影するよう指示するなどして、裁判所が傍聴を許可していない第三者が存在しないことを確認するといった対応が考えられる。」旨答弁した<sup>29</sup>。

### ウ 証人尋問

ウェブ会議の方法により証人尋問を行う場合には、法廷で対面で行われる場合と比較して、裁判官の心証形成に影響を与えるとも考えられ、本法律案がどのように配慮しているかが問題とされた。法務省は「ウェブ会議による証人尋問を行うための要件は、証人が裁判所に出頭することが困難な場合や、当事者双方に異議がない場合等であって、裁判所が相当と認めるときとしており、ウェブ会議による口頭弁論と比べて厳格なものとしている。これは、証人尋問を行う場合には、証人の証言内容のみではなく、その表情や声、動作、態度等も証言の真実性を判断するに当たり重要な要素となることから、相手方当事者の反対尋問を行う権利にも配慮し、ウェブ会議を利用することができる場面を限定したものである。また、当事者双方に異議がない場合であっても、裁判所が証人の様子を直接面前で確認しながら証言の信用性を判断する必要があると考える場合に

<sup>24</sup> 弁論準備手続期日への参加については、後掲脚注26を参照

<sup>25</sup> 改正後の民訴法第87条の2

<sup>26</sup> 改正後の民訴法第204条。そのほか、弁論準備手続について、現行の民訴法では当事者の一方は必ず期日に出席する必要があるが、本法律案では、当事者双方が電話会議やウェブ会議により参加することができるものとした（改正後の民訴法第170条）。

<sup>27</sup> 第208回国会衆議院法務委員会会議録第8号3頁（令4.4.13）

<sup>28</sup> 現行法の下におけるウェブ会議を用いた争点整理手続の運用の成果について、最高裁判所は、電話会議による場合と比較してお互いの表情等が見えることによりコミュニケーションが取りやすいといった指摘があるほか、審理の工夫として、ファイル共有機能やチャットの機能等のITツールの機能を用いることにより、裁判官と双方代理人との認識の共有がより効率的、効果的に図られ、充実した審理につながっているといった声が聞かれていると説明した（第208回国会参議院法務委員会会議録第11号（令4.5.12））。

<sup>29</sup> 第208回国会参議院法務委員会会議録第10号（令4.5.10）。そのほか、法務省は、ウェブ会議の方法による証人尋問において第三者による不当な働きかけを防止するために、証人を受訴裁判所以外の裁判所に出頭させるとか、証人の出頭場所に訴訟代理人を立ち合わせるといった工夫も考えられると答弁した（第208回国会参議院法務委員会会議録第11号（令4.5.12））。

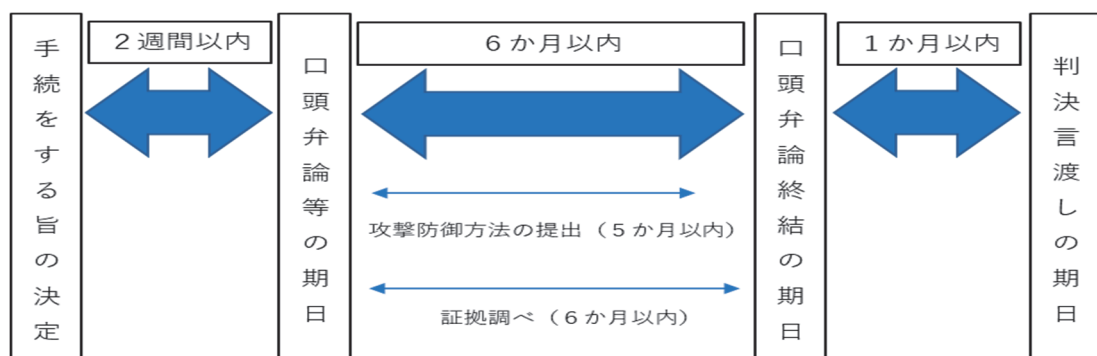
は、裁判所は、相当と認められないものとして、証人に現実の出頭を求める運用がされることが想定されている。」旨答弁した<sup>30</sup>。

### (3) 法定審理期間訴訟手続の創設

#### ア 制度の概要

古川法務大臣は、現行法には民事訴訟手続の審理期間や判決までの期間に一定の期限を設ける規定はなく<sup>31</sup>、当事者にとって、判決がされるまでの期間を予測することは困難であり<sup>32</sup>、それが訴訟による紛争の解決をちゅうちょさせる要因となっているとの指摘があることから、審理期間や判決の時期に関する予測可能性を高めるために、一定の要件の下で、手続の開始から5か月以内に争点の整理等を終え、6か月以内に口頭弁論を終結し、7か月以内に判決の言渡しをする制度を設けることとしたと答弁した<sup>33</sup>（改正後の民訴法第381条の3、**図表6**参照）。

**図表6 法定審理期間訴訟手続の流れ**



(出所) 参議院法務委員会調査室作成

#### イ 制度を創設することに対する意見

法定審理期間訴訟手続を創設することについて、参考人から、早期の紛争解決や早期の債務名義の取得のために民事訴訟手続を利用したいと考える当事者にとっては、新たな選択肢、新たな利用方法の可能性を与えるものであるといった意見が出された一方で<sup>34</sup>、諸外国にはない制度であり、主張や証拠の提出が事実上制限されてしまい、粗雑な審理がなされる危険性があるといった意見も出された<sup>35</sup>。

<sup>30</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第9号12～13頁（令4.4.15）

<sup>31</sup> 現行の民訴法第243条第1項は「裁判所は、訴訟が裁判をするのに熟したときは、終局判決をする。」と規定している。なお、地方裁判所における民事第一審訴訟事件の平均審理期間（事件の受理日から終局日までの期間の平均値）は、令和2年は9.9月である（最高裁判所「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第9回）」（令3.7.30）58頁）。

<sup>32</sup> 平成28年に実施した民事訴訟利用者調査では、裁判が始まった時点で、裁判が終わるまでにどれくらいの時間がかかるか事前に予想がついていたかとの質問に対し、全く予想がつかなかったとの回答が56.4%であった（第208回国会衆議院法務委員会議録第9号11頁（令4.4.15））。

<sup>33</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第8号6頁（令4.4.13）

<sup>34</sup> 第208回国会参議院法務委員会議録第9号（令4.4.28）

<sup>35</sup> 同上

委員からは、裁判の迅速化は重要なテーマであり、裁判制度の一ツールとして有用であるといった指摘がされた一方で<sup>36</sup>、当事者が主張、立証を尽くすことよりも、期間を法律で定めて優先する制度であり、裁判の本質に反するとの指摘や<sup>37</sup>、訴訟の長期化の解消や裁判所の負担軽減をするためには、裁判所の人的、物的体制を確保することが最優先に行われるべきであるといった指摘がされた<sup>38</sup>。

このような懸念に対して、古川法務大臣は「審理期間が法定されることにより訴訟の当事者に不当な弊害が生じないように、当事者双方が利用を希望している場合に限り、この手続を開始することとした<sup>39</sup>。また、一旦手続が開始された後も、当事者の一方は、相手方の同意を要することなく、通常の手続での審理を求めることができる<sup>40</sup>。さらに、事案によっては、法定の期間内に必要な主張や証拠の提出がされず、訴訟が裁判をするのに熟していないとの判断がされることもあり、そのときは、裁判所は、通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をすることができる<sup>41</sup>。このように、制度的に様々な配慮をした」旨答弁した<sup>42</sup>。

#### ウ 弁護士等の訴訟代理人の要否

法定審理期間訴訟手続は、基本的に、訴訟代理人が選任されている場合に限り利用されるものであるが<sup>43</sup>、訴訟代理人の選任を要することは明文で規定されていない。その理由について、法務省は「法定審理期間訴訟手続は、事案の性質、訴訟追行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、この手続による審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認めるときは、開始しないこととしている<sup>44</sup>。当事者双方に訴訟代理人が選任されていなければ、基本的に、適正な審理の実現を妨げると認めるときに該当すると考えられる。それは、この手続を利用するか否かについて適切に判断し、また法定された審理期間内に必要な主張や立証をするには、原則として代理人の関与が必要であると考えられるからである。もっとも、企業間の訴訟で、当該企業内の法務部門に法曹資格者が在籍している場合や、破産者を当事者とする訴訟で、弁護士である破産管財人が訴訟追行する場合など、弁護士が訴訟代理人に選任されていなくても、訴訟代理人が選任されている場合と同視できる場合もあり、このような場合にまで手続の利用を制限する必要はないと考えられることから、明文で規定することはしなかった。」旨答弁した<sup>45</sup>。

#### エ 制度の対象となる事件

消費者契約や個別労働関係民事紛争に関する訴えは法定審理期間訴訟手続の対象外と

<sup>36</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第9号11頁（令4.4.15）

<sup>37</sup> 第208回国会参議院法務委員会議録第10号（令4.5.10）

<sup>38</sup> 第208回国会参議院法務委員会議録第10号（令4.5.10）、第12号（令4.5.17）

<sup>39</sup> 改正後の民訴法第381条の2第1項、第2項

<sup>40</sup> 改正後の民訴法第381条の4第1項第1号。なお、法定審理期間訴訟手続の終局判決に対して当事者から異議があったときは、通常の手続により審理及び裁判をする（改正後の民訴法第381条の7、第381条の8）。

<sup>41</sup> 改正後の民訴法第381条の4第1項第2号

<sup>42</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第8号6頁（令4.4.13）

<sup>43</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第9号17頁（令4.4.15）

<sup>44</sup> 改正後の民訴法第381条の2第2項

<sup>45</sup> 第208回国会衆議院法務委員会議録第9号4頁（令4.4.15）

された（改正後の民訴法第381条の2第1項）。その理由について法務省は、この手続では当事者において訴訟活動を集中的かつ迅速にする必要が生じるところ、証拠の偏在や経済力に格差がある事件類型はこの手続を利用する前提を欠くと考えられるからであると答弁した<sup>46</sup>。また、条文上これらの訴えに該当しなくても裁判所の判断により手続を開始しない場合（改正後の民訴法第381条の2第2項）として、津島法務副大臣は、当事者間に証拠の偏在がある場合、例えば、大企業が製造したものにより消費者が被害を被った場合に、消費者が大企業を相手に損害賠償を求めるような事件については、基本的に、当事者間の衡平を害すると認めるときに該当すると考えられる旨答弁した<sup>47</sup>。そして、この制度の対象となる事件について、法務省は、当事者間の交渉が先行しているなどして争点が明確になっており、当事者間に事実の存否に関する争いが少なく、契約書の文言や法律の解釈等が争点となっている事案などが想定されていると答弁した<sup>48</sup>。

#### （４）訴え提起の手数料の在り方

現行法の下では、手数料や郵便費用は収入印紙や郵便切手により納めるものとされているところ<sup>49</sup>、本法律案は、郵便費用を手数料に組み込んだ上で、原則として現金による納付（ペイジーによる電子納付）によるものとした（改正後の民訴費用法第8条）<sup>50</sup>。

委員会においては、法務省から、ペイジーによる電子納付とする利点について、裁判所に赴くことなく、インターネットバンキングや郵便局等のATMを利用して、原則としていつでも納付することが可能になり、当事者の手続上の負担が大きく軽減するとの説明がされ<sup>51</sup>、参考人からも、裁判所にとって、収入印紙や郵便切手を管理する必要がなくなり、事務処理の効率化が期待されるとの指摘がされた<sup>52</sup>。委員からは、ペイジーだけではなく、クレジットカードや電子マネー等による納付が可能になれば、国民の利便性がより高まるとの指摘がされた。これについて法務省は、複数の納付方法を導入する場合におけるシステムの構築や運営費用の増大等といった課題も指摘されており、改正法施行後の運用状況を踏まえて、将来の課題として検討を進めていくべきものと考えていると答弁した<sup>53</sup>。

また、郵便費用に相当する額について、法務省は、書面による場合よりもオンラインによる場合の方を1,100円低額にすることで、オンラインによる訴えを選択することにインセンティブが生じることになるとの説明をした<sup>54</sup>。これについて委員から、オンラインへの誘導という点で考えると、まだこのインセンティブについては議論の余地があるとの指摘がされた<sup>55</sup>。

<sup>46</sup> 第208回国会参議院法務委員会会議録第12号（令4.5.17）

<sup>47</sup> 第208回国会衆議院法務委員会会議録第10号11頁（令4.4.20）

<sup>48</sup> 第208回国会衆議院法務委員会会議録第10号5頁（令4.4.20）

<sup>49</sup> 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号。以下「民訴費用法」という。）第8条、第13条

<sup>50</sup> もっとも、書面による申立てができる場合であって、やむを得ない事由があるときは、収入印紙により納めることができるとされた（改正後の民訴費用法第8条第1項ただし書）。

<sup>51</sup> 第208回国会衆議院法務委員会会議録第8号3頁（令4.4.13）

<sup>52</sup> 第208回国会参議院法務委員会会議録第9号（令4.4.28）

<sup>53</sup> 第208回国会衆議院法務委員会会議録第8号3頁（令4.4.13）

<sup>54</sup> 第208回国会参議院法務委員会会議録第11号（令4.5.12）

<sup>55</sup> 同上

そのほか、委員から、訴え提起の手数料の額が、訴訟の目的物の価額に応じたスライド制とされていることが、訴え提起の障害になっているため、手数料の在り方を見直すべきとの指摘がされた<sup>56</sup>。これについて古川法務大臣は、IT化によって事務の合理化が図られ、裁判制度の運営コストが全体として低減されることも期待されることから、法施行後における裁判手続の事務処理の実態などを踏まえるほか、関係団体の意見聴取にも努め、負担の公平の見地から必要な検討を行っていくと答弁した<sup>57</sup>。

#### (5) 附帯決議

本法律案に対し、衆参両院の法務委員会において、それぞれ附帯決議が付された。参議院法務委員会における附帯決議は図表7のとおりである<sup>58</sup>。

図表7 「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（令和4年5月17日参議院法務委員会）

<p>政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。</li><li>二 訴訟手続の電子化を円滑に進めることが利用者の利益になるという観点から、施行後五年を経過した場合における検討に当たっては、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること。</li><li>三 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。</li><li>四 訴訟手続は国民の権利関係の得喪に深くかわかり、その電子化は重大な事柄であるから、制度の円滑な施行を実現し、その利用を促進するため、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携して、制度の周知を十分に図ること。</li><li>五 裁判所の電子情報処理組織を構築するに当たっては、サイバー攻撃などで訴訟記録が流出して訴訟関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。</li><li>六 訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。</li><li>七 ウェブ会議の方法による証人尋問等については、心証形成が法廷で対面して行われるものとは異なる</li></ol>
---

<sup>56</sup> 第208回国会参議院法務委員会会議録第11号（令4.5.12）

<sup>57</sup> 同上

<sup>58</sup> 衆議院法務委員会における、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議は、衆議院ホームページ<[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/Futai/houmu43F98F291A2C23594925882B002FF1D9.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/houmu43F98F291A2C23594925882B002FF1D9.htm)>を参照。

場合もあることを踏まえ、裁判所における相当性の判断が適切に行われるよう法制度の趣旨について周知すること。

八 口頭弁論等における当事者等のウェブ会議による参加については、当事者や証人へのなりすましを防止すること及び第三者からの不当な影響を排除すること並びにウェブ会議の録音・録画を防止することを確保できるよう努めること。

九 訴えの提起の手数料の在り方について、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等のほか、訴える側の資力により適正な訴額の請求を断念せざるを得ない状況があるとの指摘や、手数料の低額化及びその算出を簡明なものとする定額化を検討すべきとの指摘も踏まえつつ、関係団体の意見聴取にも努めるなどしながら、負担の公平の見地から、必要な検討を行うこと。

十 訴訟手続の電子化を速やかに実現させるため、裁判所の必要な人的態勢の整備及び予算の確保に努めること。

十一 民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の要否も含めて検討し、必要な措置を講じること。

十二 附則第二百二十六条の規定による検討については、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等を踏まえて、適時に行うこと。

右決議する。

(出所) 参議院ホームページ<[https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/f065\\_051701.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/f065_051701.pdf)>

#### 4. おわりに

今回の法改正により、民事訴訟手続が全面的にIT化されることになった。IT化による恩恵を広く国民が享受するためには、本人訴訟の当事者に対するサポートが重要であることについて、委員会において異論がなかったと思われる。裁判所や関係団体等によるサポートのほか、裁判所において、利用しやすく、安全なシステムを構築することが望まれる。ウェブ会議の方法による裁判期日の実施については、利便性はもとより、その方法によることの適否を踏まえて、実務において適切な選別がなされるものと思われる。訴訟記録が電子化されることにより、当事者が訴訟記録にアクセスすることが容易となった。これにより訴訟活動がスムーズになされること、充実した審理がなされることを期待したい。法定審理期間訴訟手続を創設することについては、委員会において賛否両論があった。本法律には施行後5年を経過した場合の検討規定が設けられており、実務の運用状況等を踏まえて、必要な措置を講じることとも考えられる。今回の法改正を契機として、民事裁判が国民にとってより利用しやすいものとなることを願ってやまない。

(いちき じゅん)